

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（工事監理者等の決定等の届出） 第2条 法第6条第1項又は第6条の2（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に別に定める様式による工事監理者等決定届書により建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）（当該工事が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項各号に掲げる建築物に係るものである場合にあっては、建築主事。第4条及び第12条において同じ。）に届け出なければならない。 2 [略] <u>（工程の報告）</u> 第12条 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物及び専用住宅を除く。）で法第6条第1項の規定による確認を受けたものの工事の施工者は、当該工事について次の各号に掲げる工程を終えたときは、工事監理者の確認を得て、別に定める様式による工程報告書により建築主事等に報告しなければならない。 <u>（1）基礎の配筋</u> <u>（2）各階ごとの配筋（がいりょう臥梁の配筋を含む。）</u> <u>（3）各階ごとの主要構造部の組立建て方</u> <u>（4）耐火の被覆について建築主事等が指定した工程</u> <u>（5）主要な防火区画について建築主事等が指定した工程</u> <u>（6）その他建築主事等が特に必要と認めて指定した工程</u> （認定申請書） 第23条 [略] 2 [略] 3 法第44条第1項第3号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる	（工事監理者等の決定等の届出） 第2条 法第6条第1項又は第6条の2（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に別に定める様式による工事監理者等決定届書により建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）（当該工事が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項各号に掲げる建築物に係るものである場合にあっては、建築主事。第4条において同じ。）に届け出なければならない。 2 [略] 第12条 削除 （認定申請書） 第23条 [略] 2 [略] 3 法第44条第1項第3号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる

図書を添えて<u>知事</u>に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 4 法第52条第6項第3号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第1項の表に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添えて<u>知事</u>に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 5 [略] 6 法第57条第1項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第5項の表に掲げる図書を添えて<u>知事</u>に提出しなければならない。 7 法第68条の3第1項から第3項まで又は第7項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(イ)の項、(ロ)の項及び同条第4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて<u>知事</u>に提出しなければならない。 8 法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は法第68条の5の6の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略]	図書を添えて<u>所管する局長</u>に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 4 法第52条第6項第3号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第1項の表に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添えて<u>所管する局長</u>に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 5 <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の43の規定により読み替えて適用する法第52条第6項第3号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第1項の表に掲げる図書及び地域再生法第17条の36第5項第5号ハに掲げる基本的な方針を記載した同条第1項に規定する地域住宅団地再生事業計画の写しを添えて所管する局長に提出しなければならない。</u> 6 [略] 7 <u>地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第5項の表に掲げる図書及び地域再生法第17条の36第5項第6号ハに掲げる基本的な方針を記載した同条第1項に規定する地域住宅団地再生事業計画の写しを添えて所管する局長に提出しなければならない。</u> 8 法第57条第1項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第5項の表に掲げる図書を添えて<u>所管する局長</u>に提出しなければならない。 9 法第68条の3第1項から第3項まで又は第7項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(イ)の項、(ロ)の項及び同条第4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて<u>所管する局長</u>に提出しなければならない。 10 法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は法第68条の5の6の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて<u>所管する局長（法第68条の5の2の規定による認定にあつては、知事）</u>に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 11 [略] 12 [略] 13 [略]
---	--

<u>12</u> [略]	<u>14</u> [略]																						
<u>13</u> [略]	<u>15</u> [略]																						
<u>14</u> [略]	<u>16</u> [略]																						
<u>15</u> [略]	<u>17</u> [略]																						
<u>16</u> 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて <u>知事</u> に提出しなければならない。	<u>18</u> 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて <u>所管する局長</u> に提出しなければならない。																						
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]																						
<u>17</u> [略]	<u>19</u> [略]																						
<u>18</u> [略]	<u>20</u> [略]																						
<u>19</u> [略]	<u>21</u> [略]																						
(書類の経由)	(書類の経由)																						
第24条 [略]	第24条 [略]																						
2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる条項に規定する同表の右欄に掲げる申請書等（当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。）の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。	2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる条項に規定する同表の右欄に掲げる申請書等（当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。）の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。																						
<table><tr><th>条 項</th><th>申請書等</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第11条</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>第12条</u></td><td><u>工程報告書</u></td></tr><tr><td>第13条第1項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	条 項	申請書等	[略]		第11条	[略]	<u>第12条</u>	<u>工程報告書</u>	第13条第1項	[略]	[略]		<table><tr><th>条 項</th><th>申請書等</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第11条</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第13条第1項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	条 項	申請書等	[略]		第11条	[略]	第13条第1項	[略]	[略]	
条 項	申請書等																						
[略]																							
第11条	[略]																						
<u>第12条</u>	<u>工程報告書</u>																						
第13条第1項	[略]																						
[略]																							
条 項	申請書等																						
[略]																							
第11条	[略]																						
第13条第1項	[略]																						
[略]																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。